

令和8年度
沖縄県放課後児童クラブ支援強化事業
業務委託に係る企画提案仕様書

※ 本公募は、国及び県の本予算成立並びに本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じる事業となります。

国会及び県議会において予算案が否決された場合や本事業の交付決定がなされなかった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

1 事業名

沖縄県放課後児童クラブ支援強化事業

2 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日〔予定〕

3 事業目的

沖縄県は、放課後児童クラブのニーズの高まりから登録できなかった児童（待機児童）の割合が全国に比べて高く、また、学校施設などの公的施設の活用率が低いことから、クラブ施設の種類、割高な利用料等の課題がある。

本事業は、公的施設活用放課後児童クラブの整備促進と民間施設利用放課後児童クラブの環境改善を両輪として、県内放課後児童クラブの量及び質の拡充を進めることで、安全・安心な放課後の居場所を必要とする県内の児童に対し、とりこぼしなく良質なサービスを提供し、もって児童の健全な育成を支援するため、「沖縄県放課後児童クラブ支援強化事業」を業務委託として実施するものである。

4 事業概要

放課後児童健全育成事業実施（予定）市町村を対象に、公的施設活用放課後児童クラブの整備促進及び民間施設利用放課後児童クラブの環境改善を図るため、地域の実情も踏まえて、下記の支援を実施する。

(1) 放課後児童健全育成事業実施（予定）市町村への訪問

ア 公的施設活用放課後児童クラブ施設整備の進捗確認及び促進

イ 公的施設活用放課後児童クラブの設置を市町村子ども子育て支援事業計画へ反映させることの提言及び支援

ウ 民間施設利用放課後児童クラブにおける利用者負担軽減及び環境改善等の

支援に係る進捗確認及び支援

エ 人材確保に係る状況確認及び支援

(2) 市町村における放課後児童クラブの利用者負担軽減及び環境改善・整備計画の推進に係る支援

ア 市町村担当者に対する説明会・勉強会、先進地視察等の実施

イ 市町村福祉担当部局と市町村教育委員会・学校との連携強化に係る支援

ウ 事業実施に資する情報収集及び発信並びに相談対応

(3) 公的施設活用促進のためのコーディネート業務

ア 市町村福祉担当部局と市町村教育委員会・学校との調整支援

イ 市町村と放課後児童クラブとの調整支援

(4) 県内放課後児童クラブの施設整備・利用者負担軽減・環境改善・人材確保等に資する実態調査及び内容分析

ア 調査項目の調整・更新

イ 調査の実施

ウ 有識者の知見を踏まえた、調査結果の内容評価・分析

エ 調査報告書の作成

(5) 放課後児童クラブへの就労斡旋

ア 沖縄県内の放課後児童クラブとのマッチング

イ マッチングした方への事前研修の実施

ウ マッチング後のフォローアップの実施

エ マッチングシステムの保守運営

オ 就労斡旋に係る周知・広報

(6) 放課後児童支援員認定名簿の整理

(7) その他、県内放課後児童クラブの施設整備・利用者負担軽減・環境改善・人材確保等に関して必要な支援の実施

5 県への報告及び連絡会議の開催

(1) 月別実績報告書・業務日誌を提出する。

(2) 年度実績報告書を提出する。

(3) 原則、連絡会議を毎月開催することとし、上記5(1)の報告及びその他必要な事項について報告、協議等を行う。（対面形式の他、適宜WEB会議も可）

6 委託業務の実施体制

本事業の実施に当たっては、各市町村等関係機関からの相談等に適切に対応できるよう拠点を設け、以下の体制を構築すること。

なお、統括コーディネーターは専従とすること。

(1) 統括コーディネーター 1名

ア 本業務に係る最高責任者として市町村及び関係機関等との連絡調整ができ、事業の企画及び実施について進捗管理、県への報告を確実に行うことができる者とする。

イ 各種データの集計・効果分析、報告書の作成等を行うこと。

(2) コーディネーター 1名以上

ア 統括コーディネーターの業務を補佐するとともに、その他の者の業務に対し助言や指導を行い、状況に応じて対応ができる者とする。

イ 市町村及び関係機関等との連絡・調整ができる者とする。

ウ 各種データの集計・効果分析、報告書の作成等を行うこと。

エ その他統括コーディネーターの指示する業務を行うこと。

(3) キャリアコーディネーター 1名以上

ア 就労斡旋に関する業務経験を有する者とする。

イ その他統括コーディネーター及びコーディネーターの指示する業務を行うこと。

(4) その他

必要に応じて、本業務の遂行に必要な人員を配置すること。

7 概算見積

(1) 積算の費目については、次のとおりとする。

ア 人件費

イ 直接経費

(ア) 活動事業費

事業実施に必要な活動費（訪問活動費・周知・広報費・その他事業促進に要する経費など）

(イ) 運営費（賃借料、事務用品等リース料（パソコンリース料含む。）など）

※ただし、当該業務に要した経費として抽出・特定が困難なものについては、一般管理費（間接経費）として計上すること。

ウ その他必要経費（一般管理費など）

エ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する。）

※ 各積算費目の単価と内訳を記載すること。

※ この事業を実施するに当たっての一切の費用を記載すること。

(2) 提案にあたっては、34,000千円（消費税及び地方消費税込み）を上限として見積もること。

※ この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異なる場合がある。

8 活動目標

本事業の実施に当たっては、3の事業目的を踏まえて、次の活動目標の達成を目指すとともに、県との連携のうえ、県内放課後児童クラブ施策に係る新たな提案を行うこと。

事業年度の活動目標	目標値
①放課後児童健全育成事業実施市町村訪問回数	各市町村2回以上
②市町村教育委員会・学校等関係者との連携強化に繋がる取組（勉強会等）の実施	1回以上
③公的施設活用放課後児童クラブのない市町村の整備促進に繋がる取組（視察ツアー等）の実施	1回以上
④民間施設利用放課後児童クラブの利用者負担軽減及び環境改善に資する取組（勉強会等）の実施	2回以上
⑤公的施設活用放課後児童クラブの整備実施（予定）の市町村に対するコーディネート業務の実施	各市町村1回以上

9 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は沖縄県と協議すること。

10 その他

- (1) 本仕様書に記載のある業務内容は、企画提案のために設定したものであり、企画提案書が選定された場合においても提案のあった内容をそのまま実施することを保証するものではなく、また、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情によって、変更することがある。
- (3) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業に当たり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。